

# 手稲区土木センター重量車庫1号棟オーバースライダー修繕業務仕様書

## 1 一般事項

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、札幌市手稲区土木部が実施する「手稲区土木センター重量車庫1号棟オーバースライダー修繕業務」(以下「本修繕」という。)の委託に適用する。

2 この仕様書の解釈に疑義を生じた場合又は記載のない事項の取扱いについては、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

(修繕の準備)

第2条 受託者は、修繕の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人員を確保し、持てる能力を全て発揮するよう責任のある担当者を備えなければならない。

(修繕計画書)

第3条 受託者は、契約後速やかに本修繕実施に関する「修繕計画書」を作成し提出すること。

(打合せ等)

第4条 修繕の実施にあたっては、受託者は委託者と常に綿密な連絡を取り、その連絡事項及び打合せ内容について記録し、委託者に提出すること。また、疑義が生じた場合は委託者と協議の上、その指示に従うこと。

(資料等の貸与及び返還)

第5条 受託者は、修繕を行う上で必要となる資料等について、借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受託者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。

2 受託者は、修繕が完了したときは、貸与された資料等について直ちに返還するものとする。

(機密の保持等)

第6条 受託者は、本修繕にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。

2 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。

(成果品)

第7条 全ての成果物は委託者の所有とする。また、本修繕において作成した図面、イラスト、写真等の著作権及びその他一切の権利は札幌市に帰属する。

2 受託者は、成果品の著作権者人格権を将来にわたり行使しないこと。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得て公表を行う場合等はこの限りでない。

3 受託者は、成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、著作権その他知的

財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担を行うこと。

(環境負荷の低減)

第8条 委託修繕の実施にあたっては、環境に配慮し、エネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。

(完了届)

第9条 修繕完了後、速やかに「完了届」を提出すること。

## 2 修繕の概要

### (1) 概要

手稲区土木センター内重量車庫1号棟に設置されているオーバースライダーの破損部品等を撤去・交換し、正常に動作できる状態に修繕する。

### (2) 修繕対象施設名及び修繕場所

修繕対象施設名：札幌市手稲区土木センター

修繕場所：札幌市手稲区曙5条5丁目2-1

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和5年7月31日(月)まで

※作業実施日、時間については、別途打合せを行う。

## 3 修繕内容

### (1) 事前調査

### (2) 部材の調達、交換

調達部材(参考)は以下のとおり

アルミ製オーバースライダー(場所:C-4)

三和シャッターオーバースライダー

W10,100×H3,970

- ・ パネルアルミ(ボトム) 1枚
- ・ サイドシール 2本

### (3) 動作試験

### (4) 撤去部材の処分、清掃

### (5) 報告書の提出

受託者は、下記に示す書類を作成の上、本市担当職員に提出すること。

提出書類等	部数	提出期限
(1) 着手時 ・ 作業計画書(安全管理計画を含む) ・ 作業責任者及び作業者名簿 ・ 連絡体制表 ・ 作業工程表	各1	着手後速やかに

(2) 完了時 ・完了届 ・報告書及び写真	各 1	完了後速やかに
-----------------------------	-----	---------

#### 4 特記事項

本修繕の履行にあたり、下記事項を遵守すること。

(1) 法令遵守

本修繕の履行に当たっては、各種関係法令を確認・遵守するとともに、工程管理等を正確に行うこと。

(2) 調査等について

修繕遂行に当たり現地調査等を行う際は、修繕に支障をきたさぬ様、委託者と協議の上、計画的に行い、作業中の安全管理、養生、整理整頓および清掃を徹底すること。

また、履行場所で勤務する職員や来庁者に十分配慮すること。

(3) 物品等の調達について

修繕に必要な雑材・消耗品等は、特記されているものを除き、すべて受託者が調達するものとする。

(4) 自動車利用（打合せ時・調査員輸送等を含む）

走行ルートの特短縮や共同運行など、環境に配慮した自動車利用を心掛けること。

(5) エコドライブの推進

アイドリングストップや暖機運転の特短縮など、エコドライブの推進に取り組むこと。

(6) 協議事項

その他、本修繕の仕様がない不明点や疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方の協議によって処理する。